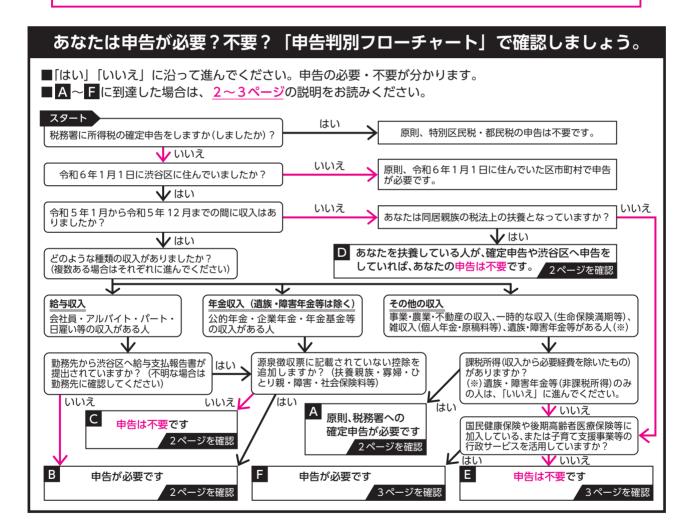
令和 6 年度 特別区民税・都民税(住民税)中告の手引き

- 申告期限 は 令和 6 年 3 月 15 日 (金)です。
 - ・受付期間: 令和6年2月16日(金) から令和6年3月15日(金) まで(土日及び祝日は除く)
 - ・受付時間:午前9:00から午後5:00まで
 - ・受付窓□:渋谷区役所6階 税務課 課税第一係・課税第二係(6-2税務課)
- 申告期間は窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。
- の 税額シミュレーションシステムのページの案内に従って入力・印刷すると申告書が作成できます。 (郵送での提出が必要です。)

詳しくは3ページをご覧ください。

○ 申告期限を過ぎてから申告された場合は、税額の決定までに時間がかかり、各種行政サービスに影 響が及ぶ場合があります。申告期限内の申告をお願いいたします。



問合せ先 ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

■ 渋谷区役所 区民部 税務課 課税第一係・第二係 <特別区民税・都民税の申告等に関する問合せ>

住所: 〒150 - 8010 渋谷区宇田川町1番1号

電話(直通):03 - 3463 - 1719 / 03 - 3463 - 1726

■渋谷税務署

<確定申告や所得税に関する問合せ>

住所: 〒150 - 8333 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎

電話 (代表): 03 - 3463 - 9181